

厚生労働省指定

## 教育訓練給付制度

# 専門実践教育訓練給付金

### 教育訓練給付制度とは

教育訓練給付制度とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。この制度の詳細については、厚生労働省やハローワークのウェブサイトでご確認いただけます。



厚生労働省ウェブサイト

#### 支給対象者

##### 1 雇用保険の被保険者（在職者）

専門実践教育訓練の受講開始日に雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年(初めて教育訓練給付金を受給する場合は2年)以上ある方

##### 2 雇用保険の被保険者であった方（離職者）

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内)であり、かつ支給要件期間が3年(初めて教育訓練給付金を受給する場合は2年)以上ある方

### 給付金申請の手続等 ※詳細は、ハローワークにお問い合わせください。

- <入学前> ・住所を管轄するハローワークで受給資格の確認をする。  
・キャリアコンサルティングを経て、「ジョブカード」を入手する。  
・必要書類を揃え、受講開始日(入学日)の2週間前までに、ハローワークで支給申請手続を行う。
- <在学中> ・入学時(受講開始日)から6か月ごとの定められた期間内に、ハローワークで支給申請手続を行う。
- <修了後> ・修了日の翌日から1か月以内に、ハローワークで支給申請手続を行う。また、修了日の翌日から1年以内にハローワークで追加給付の支給申請手続を行う。



ハローワークウェブサイト

### 学費納入（例）

**支給額（例）** 支給額（例）受講開始時点で在職中の場合  
受講中：50%（年上限40万円）を6か月ごとに支給  
追加給付1：2年以内に修了（修了時）  
追加給付2：追加給付1 + 賃金5%以上上昇

【広島県内在住者】

通常の学費総額 1,353,600円

追加給付 1.2を満したした場合

教育訓練給付金 1,073,980円

= 2年間の負担額 279,620円

【広島県外在住者】

通常の学費総額 1,466,400円

教育訓練給付金 1,107,820円

= 2年間の負担額 358,580円

※2年間で修了することが条件となります。

※支給金額は、お支払いの学費等の条件により変動することがあります。



お問い合わせ

広島県公立大学法人県立広島大学 三原キャンパス教学課

〒723-0134 広島県三原市学園町1番1号 TEL 0848-60-1126

E-mail kyogaku@pu-hiroshima.ac.jp

県立広島大学  
Prefectural University of Hiroshima

